

令和３年度和歌山地方最低賃金審議会
第１回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和３年１０月５日（火） 和歌山労働局３階会議室	午後５時００分から 午後５時４５分まで	
出席状況	公益を代表する委員	出席３名	定数３名
	労働者を代表する委員	出席３名	定数３名
	使用者を代表する委員	出席３名	定数３名

○事務局（嶋本）

ただ今から和歌山県鉄鋼業最低賃金の第１回専門部会を開会いたします。
部会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。お手元の会議次第に従いまして進行して参ります。

まず、本日の会議に成立状況から御報告いたします。公益委員が３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名、全員出席いただいております。

最低賃金審議会令第６条第６講において準用する第５条第２項の規定に基づく定足数、すなわち公労使各側の委員３分の１以上又は全体の３分の２以上を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、審議にあたりまして、関係労使からの意見陳述にかかる公示、および傍聴希望に係る公示を行いました。意見陳述、傍聴希望ともに申出がなかったことを報告いたします。

続きまして、今回初めてでございますので各専門部会の委員と事務局の紹介を私の方からさせていただきます。

お手元の資料１を御覧いただけますでしょうか。

各委員、事務局の紹介

続きまして、本日は鉄鋼業最低賃金の最初の専門部会でありますので、事務局を代表して労働基準部長の片野から御挨拶申し上げます。

○片野労働基準部長

労働基準部長の片野でございます。

委員の皆様方におかれましては、お集まりいただきありがとうございます。
日頃より労働行政に大変大きな御理解と御協力を賜り、この場をお借りしてま

ずは感謝申し上げたいと思います。

今回、新たに委員に御就任されました方、また引き続き委員の方、よろしくお願いいたします。

既に御承知のことと思いますが、地域別最低賃金の和歌山県最低賃金については、夏に労使の皆様方の大変熱い議論をいただいて、結果として10月1日から28円アップして859円となっております。

本日から鉄鋼業の特定最低賃金について、皆様方の御協力の上で御審議いただくことになります。特定最低賃金は地域別最低賃金とは若干性質が異なるものでございます。労使各側の皆様には十分なイニシアチブを発揮していただいて、また審議を尽くした上で、全会一致をめざして最終的に結審していただき、また年内発効ができればいいなと思っているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中ではありますけれども、日程調整、また円滑な審議会の運営に御配慮、御協力をいただければと思います。簡単ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（嶋本）

議題に入る前に、お配りしております資料の説明をいたします。

まず令和3年版の最低賃金決定要覧ですが、本審委員の方にはすでにお渡ししておりますので、専門部会の方には本日机上にお配りしておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に資料の綴りですが、資料1は、先程御覧いただいた専門部会委員の名簿です。こちらの名簿につきましては、審議会資料ということで公開ということになっております。もしこの名簿に基づきまして、外部の方から問い合わせ等あった場合には、事務局の方に回送していただいて事務局の方で対応させていただきますので御承知ください。

資料2は、専門部会運営規定で、これはのちほど詳しく説明させていただきます。

資料3は、最低賃金審議会令の一部抜粋で定足数等の箇所はアンダーラインを引いておりますので御参照いただけたらと思います。

資料4は、答申日と効力発生日の一覧表です。最低賃金法第11条では金額改正の答申後15日間の異議申出期間を置くこととされており、また第14条では、改正決定の官報公示から30日経過後にこの効力が生じることとなっております。事務手続きに必要な期間を含めまして、答申日と発効日の関連を示した一覧表となっておりますので、また参考にしていただければと思います。

資料5は、最低賃金額と発効年月日の推移です。和歌山県の過去の最低賃金額の推移を示したものとなっております。左から地域別、鉄鋼業、百貨店、総

合スーパーという並びですが、特定最賃の過去の発効年月日を見ていただきますと、12月30日というのがほとんどです。10月中に比較的早く答申をいただいて、もう少し早く発効できる場合でも、発効日を12月30日に日を指定してそろえていた経緯がございます。このように官報公示から30日経過後であれば、任意の効力発効日を指定することもできまして「指定日発効」と呼んでおります。

一方で、答申日が遅れて、発効日が12月30日より遅くなる場合は、最短の日、つまり、官報公示から30日経過直後を発行日として処理をしてきたという経緯がございます。例年は10月中に専門部会を3回から4回開いて結審していただいております。本日1回目のあと、2、3回程度ということで、例年の傾向にあるわけです。この後の議題においてその専門部会の日程を御検討いただけたらと思います。

できるだけ全会一致に向けて、お互いに御努力をお願いいたしますが、予定した日程で全会一致に至らなかった場合、一致に至る目途がある場合は、日程を延長して専門部会で審議を続ける選択肢もございますが、審議を尽くしても一致に至らない場合には、専門部会として採決して結審した後に、本審を招集して、その結果を審議するという判断もあろうかと思っております。とはいえ、特定最低賃金は全会一致が基本となりますので、全会一致に向けた御努力を重ねてお願いしたいと思います。

なお、先日の本審において、専門部会で全会一致の結審をした場合は、これを審議会の決議とする旨の議決をいただいておりますので、併せて御承知をお願いいたします。

続きまして、資料6は和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する実態調査の結果報告書になります。この報告書は審議会資料として用いるために、鉄鋼業最低賃金の適用を受ける事業場について、今年6月1日現在の労働者の賃金の実態を調査し、結果をまとめたものです。本年度、調査計画に変更があり、従来は鉄鋼業の調査対象を当局独自の対象名簿から抽出していたのですが、今回は経済センサスの母集団リストから抽出されており、その結果、対象事業所が4、有効回答が3事業所と昨年度よりかなり少なくなっておりますので、御留意いただけたらと思います。

報告書をめくっていただきますと目次に記載のとおり、1ページは用語の説明。2ページは50円刻みの総括表。各賃金階級の労働者数を累計で表示しております。現在の鉄鋼の最賃額949円は上から4番目の賃金額階級となり、該当労働者数はなしとなっております。表の下の方には、月平均賃金額234,605円、時間あたり平均賃金額は1,499円、一人当たりの月労働時間数は156時間という結果が出ております。

3 ページは賃金分布表。これも 50 円刻み。それぞれの階級ごとに労働者数と割合を表示したものとなっております。

4 ページはパート労働者のみの総括表となっておりますが、該当者が少なく、空欄が多い表となっております。

5 ページは 50 円刻みの分布グラフ。2 ページの総括表と 4 ページの総括表の分布をグラフに表したものの。赤い棒グラフが今年度のもの、青い棒グラフで示されているのが昨年度の分布で、比較できるものとなっております。

6 ページは 1 円刻みの総括表。先程 50 円刻みの総括表を見ていただきましたが、それをもう少し細かくしたものの。

7 ページは賃金引上げ額・率との影響率の関係表で、1 円から 32 円まで引き上げた場合の引上げ率と影響率の表です。32 円アップのところまで見ていただいても該当者数 2 名のみということになっております。これだけでは判りにくいので、最後に A 3 のものを付けさせていただいております。これが、1 円刻みの総括表となっております。時間額 1,000 円のところまでが 1 円刻みとなっております。それ以降が 10 円刻み、1,100 円以降が 100 円刻みとちょっと階級がイレギュラーとなっておりますけれども影響率との関係表に示されていない上の部分についてはこちらを参照していただければと思います。

資料 7 は鉄鋼業関係の全国の最賃額の一覧表です。

資料目次に入れておりませんが、今後の審議日程を検討していただくために、事務局案と皆様方の日程をまとめた A 3 のものをつけております。

以上、配布資料の説明をして参りましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

○金川委員

資料の 6、実態調査の結果報告ですけど、今回は抽出基準を経済センサスの母集団リストからということで、変更された理由と、かなり対象社数が少なくなってますので、前年度と比べて影響というのか、どのような傾向になるのかというのを教えていただければ。

○事務局（嶋本）

まず、抽出の方法は全国一律となっております。元々経済センサスの母集団名簿から引っ張り出すというのが基本となっております。基本に戻ったということになるのですが、去年までは私共が把握している名簿に基づいてより実情を反映するために、独自の名簿を用いておりましたが、そのあたりの基準が厳しくなっておりまして、基本に乗っ取ったようにやるべきと全国的に言われておりまして、抽出方法が本来のやり方に戻ったということで考えていただけれ

ば。

それに対する影響ということなのですが、正直申し上げて、去年度までの数字とどれくらいかけ離れているのかということにつきましては、申し訳ないですが、私の方では評価しきれないというのが正直なところです。

○金川委員

分かりました。ありがとうございます。

○事務局（嶋本）

他に御質問等ございませんでしょうか。

○和歌委員

かつてのものを経済センサスに合わすということとはできないのでしょうか。

○事務局（嶋本）

調査対象自体からのやり直しになってしまいますので、現状不可能としか申し上げられないです。

ほかに、よろしいでしょうか。

意見なし

ないようでしたら議事に入らせていただきます。

まず、議題の1点目、部会長と部会長代理の選出でございますが、最低賃金法第26条第4項の規定では公益を代表する委員の中から委員の選挙により選出することになっています。

当部会では、従来から公益委員の中での互選により選出していただいておりますので、今回もこの方法により選出したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

異議なし

では、部会長、部会長代理の選出について、公益委員の皆様方で協議していただいた結果について、御発表いただけますでしょうか。

○金川委員

先日、公益委員の会議において協議した結果、部会長を私、金川、部会長代理を足立委員に担当していただくことになりました。

○事務局（嶋本）

ありがとうございます。

公益委員で御協議いただいた結果、部会長に金川委員、部会長代理に足立委員ということでお願いいたします。よろしいでしょうか。

異議なし

部会長を選出していただきましたので、これ以降の議事の進行は部会長にお願いすることになります。それでは金川部会長よろしくをお願いいたします。

○金川部会長

これ以降の審議は私の方で司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

部会長、部会長代理の選出は終わっておりますので、議題の（２）以降ということになります。議題（２）専門部会の運営規程についての確認を行いたいと思いますので、事務局から運営規程の説明をお願いいたします。

○事務局（嶋本）

専門部会の運営規程について御説明いたします。資料２を御覧ください。

本年度は、議事録署名の廃止と、会議のリモート開催に関して規定の改正をさせていただいております。資料の２の２枚目が改正部分の見え消しになっておりますので参考にいただければと思います。

運営規程の説明

以上、運営規程の概要を説明いたしましたが、この運営規程の第５条「会議の公開」に関連いたしまして、会議及び議事録は原則公開となっておりますが、率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということで、これまで金額審議に関する部分は非公開として、これまでも傍聴者があれば退席いただくという運用をしておりまして、本審でもそのような形で運営しております。

本年度の鉄鋼業専門部会につきましても同じように会議全体は原則公開として傍聴者の募集を行い、金額審議に係る部分のみ非公開として傍聴者に退席していただくことを提案させていただきます。

○金川部会長

ただ今事務局から説明がありました、今年度、赤字の部分、第3条のテレビ会議システム、まあ規程上ということになりますけれども。

それから議事録、議事要旨の署名廃止ということで、御確認をいただき、これらの内容について、何か御質問、御意見等ございますか。

質問、意見等なし

専門部会運営規程が了承されたものといたします。今後の部会運営については、最低賃金法、最低賃金審議会及び本運営規程により運営していくことにいたします。

次に、事務局から提案のありました運営規程に関連して、運営規程第5条に規定されている専門部会の公開について、事務局から、原則公開として金額審議に関する部分のみ非公開とするとの提案がありましたが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。従来もこの形でさせていただいておりましたが。

質問、意見等なし

では、異議等なければ、今年も昨年同様、金額審議の部分を非公開とすることといたします。

それでは、議事(3)の議事録確認委員の指名を行います。今年度から議事録への署名は廃止されましたが、各側委員で議事録の確認を行いたいと思います。

公益側は私、部会長が担当したいと思いますが、労側、使側の議事録確認委員を指名したいと思います。労使それぞれ1名御推薦いただけますでしょうか。

労側は中出委員、使側は芹澤委員を推薦

それでは、議事録確認委員は部会長のほかに労働者側は中出委員、使用者側は芹澤委員をお願いしたいと思います。

会議を非公開にした場合に作成する議事要旨の確認についても併せてお願いしたいと思います。

続きまして、議題(4) 今年度の審議の進め方について検討したいと思います

ます。

まず、意見聴取についてですが、会議の冒頭に事務局から報告のあったとおり、意見聴取の公示に関しては意見陳述の希望がなかったとのことですが、これとは別に、労使各側で外部からの関係者の意見陳述の希望等はございますか。特に例年、予定はしていないんですけども。

労使とも希望なし

○金川部会長

和歌山県の鉄鋼業を代表する労使の方々が専門部会の委員に就任されておりますので、別途、意見聴取は実施しないということで進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

それでは意見聴取は実施しないということで。

次に日程について審議いたします。事務局から今後の審議日程について御提案お願いいたします。

○事務局（嶋本）

日程案を御覧ください。先ほど申しましたように効力発生日に留意する必要がありますが、例年どおり12月30日までに発効するのであれば、10月29日木曜日までに答申をいただく必要がございます。日程の提案につきましては、事務局案ということで第2回から第5回まで挙げさせていただいています。なかなか全員の予定が合う日時がないので、できるだけ欠席者が少ない日時、部会長が出席できるかどうか、などを考えて事務局案としております。また、いまのところ原則として土日は外しております。

もちろん事務局としましては、回数や期日を制約するものではありませんので、事務局案を参考に御検討いただけたらと思います。

○金川部会長

事務局の方からあらかじめ各委員の御予定を確認いただいて、なるべく出席できるかなという形の日程でお願いさせていただいてます。

日程を調整

まとめたいと思います。第2回が10月11日月曜日の午後6時から。第3回目が10月12日午後6時から。第4回目が10月18日午後6時から。第5回も10月19日午後6時からということで御調整いただければと思います。

日程を決めましたが、他に審議の進め方について御意見ございますか。

意見なし

特にないようですので次の議題に移ります。

項目(5)です。産業別最低賃金を取り巻く状況についての意見交換ということで、産別最賃を取り巻く状況、金額審議に当たっての基本的な見解について、まず意見交換を行っていききたいと思います。

事務局から提出のありました賃金実態調査結果等の資料等も参考にして、意見交換をしていききたいと思います。

労側、使側の意見をお伺いしたいと思います。まずは労働者側から。

○中出委員

はい。労側の受け止めというか、取り巻く状況についての話になるんですけど、今回、地賃が28円上げられたということで、労働側としても尊重するというか重く受け止めております。

特定最賃の話の前に地賃の話ですが、御承知のとおり日本の最低賃金はG7の中でもかなり低位にあるということで、アメリカが最も低いですが、そこはチップ制とかもあるので状況が状況。日本の発展のためには、地賃を上げていかなければならないというのは当然のことなんですけど、それに伴って特定最賃も、地域別最賃よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されていると聞いておりますので、今回、地賃が28円上げられたので、鉄鋼としても28円以上の引き上げは勿論のこと、第一段の目標としてはまず1,000円を早期に実現していきたいと考えております。

○金川部会長

ありがとうございます。では使用者側、よろしくお願いいたします。

○芹澤委員

地賃について承知しております28円というところですけども、議論の過程でもいろいろな意見があったと承知していきまして、使側の反対も強かった中で28円という前提かなというのがスタートです。

鉄鋼業の状況にするとまずコロナは昨年に比べると落ち着いたところがご

ざいますけれども、まだ断続的な第何波が始まっていく。それに伴って自動車の部品製造が追いつかない、半導体が供給できないということで、鉄鋼のユーザー側が需要減産というところも見えてきているというところで、まだまだ不透明、予断を許さない状況であるかなというところを、まず確認しておきたい。

加えて、鉄鋼業だけではありませんけれども、鉄鋼業においては昨今カーボンニュートラルですね、脱炭素の動きというところも大きな日本の成長戦略の中での位置付けということで見据えているところで、そこに向けての資源の投入というのが莫大に見られているということも含めて、安易な賃上げということで企業体力を損ねるということはなかなか決断できないんじゃないかなということもひとつの要素と考えております。

賃上げについてですけれども、昨年から今年、昨年 1 円の上げということで考えますと、同程度もしくはプラスアルファぐらいが本来では妥当なのではないかというのがニュートラルな感覚です。一方で地賃が 28 円上がったという部分で一定程度の尊重というのがあるのかなというのを思っている。そこをどう考えるのかというのを議論していきたい。

以上です。

○金川部会長

ありがとうございます。公益の先生方、御意見等ございますでしょうか。

公益代表意見なし

○金川部会長

労側、使側の見解お伺いいたしました。

産別最低賃金というのは最賃の本審とは違って労使のイニシアチブを考えながら、どうやって進めていくかということが大事だと思っています。それぞれのお立場を表明していただいて、お互い歩み寄りを少しでも見せながら落としどころというのを見つけていければと思っていますので、2 回目以降の審議をよろしくお願いいたします。

では時間の関係もありますので、本日の意見交換はこれぐらいで終わりたいと思います。

(6) その他ということで、その他の議題ということで委員の方から何かございますでしょうか。事務局からはいかがでしょうか。

特になし

○金川部会長

特にないようですので、本日の会議はこれで終了いたします。

次回第2回は、10月11日（月）午後6時から和歌山労働局6階会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

これで終了いたします。皆様お疲れさまでした。

（了）